

# 常任委員会での審査内容

※第3回定例会においては、議案等の審査が3つの常任委員会（総務、文教福祉、環境生活）に付託され、各委員会において慎重に審査が行われました。その審査内容の一部について掲載しています

## ▼総務委員会

令和2年請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、委員より意見があった後、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

**委員** 欧米のように証拠開示を法律で定める国も多いことから、再審における検察手持ち証拠の全面開示に賛成です。

また、再審請求には膨大な証拠を出す必要があるため、なかなか起こすことができない現状の上、再審開始決定が出されても、検察官の不服申立てにより決定が取り消されてしまうと、また再審を起こすために、振り出しにもどつて新たな事実を探さなくてはなりません。このことから、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止にも賛成します。

**委員** この請願が、はたして地方議会において審査を行うことが適当なものなのか、疑問に感じています。他の議会においても、意見が分かれており、やはり、内容が地方議会になじまない為ではないかと思えます。冤罪はもちろんあつてはならないことですが、この請願に対しては賛成しにくいと思えます。

**委員** この内容については、平成29年3月から、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、警察庁の担当者で構成する「刑事手続に関する協議会」が開かれ、協議や意見交換が行われています。それを見守ることが当然であると思えますので、この請願には反対します。

## ▼文教福祉委員会

議案第6号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の所管事項について、委員より質疑があった後、採決の結果、賛成多数で認定しました。

**委員** 放課後児童健全育成事業について、学童保育において、軽度の発達障がいを持った子どもへのサポート支援は、どのように行っているのですか。

**教育部長** 学童保育の申請時に、お子さんに発達障がいがある場合、あるいは発達障がいである場合には、その旨の申し出をいただいています。

お子さんの状態を確認させていただきながら、加配措置が必要ということになれば、お子さんの状態にあわせて、必要な支援員を配置するといった対応を、従来から行っています。

**委員** 駅前子どもステーション管理運営費について、駅前子どもステーションは、電車を利用して就労されている保護者を想定して設置したと思えますが、現在、電車を利用して就労されている方は何人いますか。

**福祉部長** 開設当時は、龍ヶ崎市駅を活用する方を想定していましたが、現状では、車で通勤されている方も利用されています。内訳は、電車通勤の方が24名、車通勤の方が22名です。



▲駅前子どもステーションと保育所等をバスで送迎

## ▼環境生活委員会

報告第15号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）の所管事項について、委員より質疑があった後、採決の結果、全員異議なく了承しました。

**委員** 都市公園管理費について、工事請負費の内容を伺います。

**都市施設課長** 市民健康の森の既存園路に加え、樹木を間伐し森林内を周遊できるように、新たに150mの園路を整備するものです。

また、間伐材は、園路の脇に設置するベンチと森林環境譲与税による整備であることを明記する看板に再利用する予定です。財源はすべて森林環境譲与税を活用しています。

**委員** コミュニティバス運行事業について、停留所の要望があり4か所増やすとのことですが、今年度は他に運行ルートの変更等を検討されているのですか。

**都市計画課長** 昨年9月に運行ルートを改編したところですが、その後、利用者や事業者から運行ルートやバス停留所を変更して欲しいという要望等があり、新旧停留所の標識を新たに設置或いは再設します。

具体的には、南が丘・長沖線、長戸・白羽線、八原線において、バス停留所の設置や変更、運行ルートの一部変更などを行う予定です。



▲コミュニティバスの停留所を一部新設、再設します